

電気用品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等についての一部を改正する訓令 新旧対照表

○電気用品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について (20131220 商第 27 号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第 1 申請に対する処分</p> <p>1. 審査基準</p> <p>(1) 例外承認</p> <p>(略)</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ ク以外のリチウムイオン蓄電池であって、平成 23 年 1 月 1 日 9 日以前に製造・輸入された機器の交換用のもの(電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達(20221206 保局第 6 号)による改正前の電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(20130605 商局第 3 号。以下「旧解釈」という。)別表第九(3(11)及び(12)を除く。)に適合したものに限る。この場合において携帯電子機器用のリチウムイオン蓄電池以外のリチウムイオン蓄電池に係る旧解釈別表第九附表第一表 1 及び表 2 の適用については、別表第一及び別表第二に掲げる試験条件を適用することができ、携帯電子機器用のリチウムイオン蓄電池に係る旧解釈別表第九附表第一表 1 及び表 2 (旧解釈別表第九 3 (1)、(4)及び(5)に係るものを除く。)の適用については、別表第一及び別表第二に掲げる試験条件を適用することができる。)として製造又は輸入する場合</p> <p>コ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. (略)</p>	<p>第 1 申請に対する処分</p> <p>1. 審査基準</p> <p>(1) 例外承認</p> <p>(略)</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ ク以外のリチウムイオン蓄電池であって、平成 23 年 1 月 1 日 9 日以前に製造・輸入された機器の交換用のもの(電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(20130605 商局第 3 号。以下「解釈」という。)別表第九(3(11)及び(12)を除く。)に適合したものに限る。この場合において携帯電子機器用のリチウムイオン蓄電池以外のリチウムイオン蓄電池に係る解釈別表第九附表第一表 1 及び表 2 の適用については、別表第一及び別表第二に掲げる試験条件を適用することができ、携帯電子機器用のリチウムイオン蓄電池に係る解釈別表第九附表第一表 1 及び表 2 (解釈別表第九 3 (1)、(4)及び(5)に係るものを除く。)の適用については、別表第一及び別表第二に掲げる試験条件を適用することができる。)として製造又は輸入する場合</p> <p>コ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. (略)</p>

第2 (略)	第2 (略)
別表第一・別表第二 (略)	別表第一・別表第二 (略)